

東広島市農業委員会令和5年5月（第5回）総会議事録

- 1 開催日時 令和5年5月29日(月) 午後14時00分から15時00分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 20人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	2	木原省五	3	清水壽昭
4	窪田恒治	5	台川洋子	6	小倉亜紗美
7	岡土居正弘	8	古本啓之	9	大月みどり
11	黒川克輝	12	荒谷義憲	13	住井正美
16	吉高信夫	18	在間輝昭	19	仲伏英雄
20	杉本源藏	21	脇坂俊之	22	高尾昭臣
23	古川みどり	24	土井浩文		

- 4 欠席委員 3人

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
10	岡本義則	15	原茂正	17	長原毅

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 2番 木原省五 委員 3番 清水壽昭 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第 26 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画
(農地中間管理機構関係分) の決定について (別紙 1)

議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第 28 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 29 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 30 号 令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施
状況の公表について（別紙 2）

(5) 報告

報告第 19 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について

報告第 20 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分について

報告第 21 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について

(6) 閉会

8 出席者

（農業委員会事務局職員）

事務局長	尾 崎 修 司
局長補佐	定 井 芳 紀
農地係係長	松 下 健 司
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	和 田 麻依子
農地係主査	豊 田 宏

（農業委員会事務局以外の職員）

産業部農林水産課担い手支援係主査 栗 原 大 輔

議 長	<p>それでは、これより5月総会を開催いたします。</p> <p>これからは着席させた上、議事の進行をいたします。</p> <p>在任委員数が23人中20人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定数に達しており会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名をいたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、2番木原委員、3番清水委員を指名をいたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りいたします。</p> <p>会期は、令和5年5月29日1日限りとさせていただきます。</p>
	< 異議なし >
議 長	<p>ありがとうございます。それでは、会期は令和5年5月29日1日限りといたします。</p> <p>これより次第3の議案審議に入ります。</p> <p>初めに、議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」を上程いたします。</p> <p>この案件は、東広島市から意見を求められているため、計画については農林水産課より説明をしていただきます。</p>
栗原主査	<p>それでは、議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」ご説明いたします。</p> <p>資料の別紙1をご覧ください。</p> <p>今回議案として提出しております利用集積計画につきましては、全部で12件、面積としましては42,434㎡で、全て一括方式による利用権の設定に係るものでございます。</p> <p>なお、今回の利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら6月5日付で公告することとしております。</p> <p>説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がありましたらご発言をください。</p> <p>ないようですので、ご意見ございませんね。</p>
	< なし >
議 長	<p>じゃあ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員ですので、議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。</p> <p>農林水産課の栗原さん、ありがとうございました。退席をお願いします。</p>
	< 栗原主査、退室 >
議 長	<p>続いて、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
和田主査	<p>それでは、総会議案の2ページをご覧ください。</p> <p>議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を説明いたします。</p> <p>今月は14件の申請がございました。内訳は6ページに記載のとおりです。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、44-1について説明いたします。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の方です。自宅に隣接する申請地で自家消費用のトマトやキュウリ、スイカを自作したいと考え、このたびの申請に至った</p>

和田主査

ものです。受人は、これまでに農作業経験はなく、インターネットなどで栽培技術を習得される予定です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、45-2と46-3は関連しますので一括して説明いたします。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、47-4でございます。

自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、48-5でございます。

自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、49-6でございます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、50-7でございます。

耕作者へ売買のため、所有権を移転するものです。受人は、令和4年12月から使用貸借により申請地を耕作されています。このたび渡人から売却したいとの意向を受け、所有権移転をしようとするものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。

続いて、51-8でございます。

自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人は、申請地に隣接する宅地に自宅を新築する予定であり、自宅隣で家庭菜園用の畑とするため、所有権移転をしようとするものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、52-9でございます。

自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、53-10でございます。

経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、54-11でございます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の方です。受人は、定年退職後、家庭菜園をしたいと思い、平成29年に申請地を買受けするため、所有権移転仮登記を行い、営農をしてこられました。このたび農地法第3条の下限面積要件の撤廃に伴い、要件を満たすことが可能となったため、本申請に至ったものです。申請地では玉ネギやスモモなどの果樹が植えられており、今後も耕作を継続される予定です。なお、受人は、自宅から農地へ車で通うため、申請地の入り口部分に砂利を敷き、農業用の倉庫を設置されていることから、取得と同時に農業用施設届を提出するよう指導しております。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、55-12でございます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社役員です。●●で自身が経営する飲食店で提供する野菜を自作するため、令和2年から●●において農地を借り、水稲及び野菜作りを行っておられます。令和3年からは、志和の個人農園で研修を受けながら農業技術を習得されています。東広島において家と農地を探していたところ、本申請地の譲渡の話があり、この度の申請に至ったものです。申請地においては、人参、レタス、じゃがいもなどを作付する予定で、受入及び受入の父が耕作に従事する予定です。必要な農機具も保有されております。

続いて、56-13でございます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社役員です。●●で板金加工業を営んでおり、会社から近い本申請地で空き家と農地を一緒に取得し、当地を拠点として水稲、果樹などを作付したいと考え、このたびの申請に至ったものです。農作業経験については、以前農地を所有していたことから、20年程度農作業経験がございます。申請地においては、現在受入の知人が耕作を行っておられますが、水稲など刈り取り後、受入が耕作に

和田主査	<p>着手されます。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も確保予定でございます。</p> <p>続いて、57-14でございます。</p> <p>経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。受人には5人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>以上、14件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>事務局から説明が終わりました。</p> <p>担当地区の委員さんから補足説明等があればお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見があったら発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>ないということなので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>全員賛成です。議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」は、許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
松下係長	<p>議案の7ページをお願いいたします。</p> <p>議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請」でございます。</p> <p>座って説明をさせていただきます。</p> <p>8ページをお願いいたします。</p> <p>今月は4件の申請がございました。</p> <p>申請番号13-1は、●●における農業用倉庫及び機械転回場兼駐機場への転用事案でございます。申請地は、●●の北東約400mの小高い場所に位置する第2種農地で、申請人は隣接地にお住まいの方でございます。申請人の現在の倉庫は狭く、機械の出し入れが困難で労力を必要とすることから、農作業の効率化、省力化を進めるため、自宅に隣接する農地に近い申請地に移転することとし、転用許可申請をされたものでございます。なお、申請地は、本年5月1日付で農用地区域の用途区分変更見込みとなっております。</p> <p>続きまして、申請番号14-2は、●●における自己住宅への転用事案でございます。申請地は、●●の南に位置するおおむね10ha以上の一団の農地の区域にある第1種農地で、申請人は隣接地にお住まいの方でございます。申請人は、現在の住宅が狭隘であるため、隣接地である申請地に自己住宅を建築することとし、転用許可申請をされたものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、都市計画法による建築許可につきましては、担当部局に申請書が提出されております。</p> <p>続きまして、申請番号15-3は、●●における住宅進入路への転用事案でございます。申請地は、●●の北西約230mに位置するおおむね第2種農地でございます。申請人は、自宅の進入路となっていた道が所有者の意向により使用できなくなったため、当該農地を進入路として転用許可申請をされたものでございます。なお、こちらの申請地におきましては、農地転用の許可を得ることなく進入路とされており、事後の申請となったことから始末書を徴取し、法令に基づく適正な手続を指導しております。</p> <p>続きまして、申請番号16-4は、●●における共同住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の北約50mに位置する第2種農地でございます。申請人は、当該農地を休耕しており、今後も耕作の予定がないため、申請地に共同住宅を建築することとし、転用許可申請をされたものでございます。なお、都市計画法による建築許可につきましては、担当部局に申請書が提出されております。</p>

松下係長	<p>以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、本議案を提出するものでございます。</p> <p>なお、第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。今月分はでございます。今月分は、ほかのものにつきましては、異議がなければ許可するものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要性があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>ないということなんで、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いします。</p>
住井委員	16-4、もう一回、写真を。これ耕作していないって、稲の株が写るとるよこれ。これ向こうの田は名義が違うのか。1枚じゃろう、違うのか。
松下係長	奥側ですか。
住井委員	奥側違うのか、名義が。
松下係長	奥側につきましては、5条のほうで申請が出ております。所有者の方については、違う方となっております。
住井委員	この間のときにやったのがきちっとして、農地は皆きちっとなっているとって、なっていないが、実際。名義違うんだらう。同じ人のもん、1枚がこれ、写真に写るとるところ。
松下係長	手前の分についてですか。
住井委員	いや。全部これ写真で1枚だが、田が。どういうふうに見ているんこれ。もうちょっと真剣にやらないと。これ、名義違うんでしょう向こうと。どっち。はっきりして。
松下係長	名義は違います、はい。
住井委員	あなたは、耕作してないと言ったので、言葉で。ここ耕作してあるんで、実際。耕作してあるが。去年の株じゃがこれ。写るとるが写真に。していないなら草山になつとるで。
和田主査	<p>この年度については耕作をしてないということでの説明でございます。</p> <p>あと、名義につきましては、奥側はこのたびの●●さんの父である方の名義になっております。これまでは、1枚の田として作ってこられていると思います。</p>
住井委員	ええよ。
議長	<p>ほかにご意見ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」、14-2については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>全員賛成ですので、議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」、14-2については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
豊田主査	<p>それでは、総会議案の9ページをご覧ください。</p> <p>議案第29号についてご説明をいたします。</p> <p>今月は24件の申請がありました。内訳につきましては、総会議案の15ページをご覧ください。</p> <p>内容については、座って説明をさせていただきます。</p> <p>それでは、104-1について説明いたします。</p> <p>資材置場への転用事案です。申請地は、●●の南東に位置する第2種農地でございます。</p> <p>受人は、●●において車両販売、車検、修理、板金業を営んでおります。現在隣地に資材置場を所有しておりますが、他所で管理している資材置場が賃貸借期間を満期を迎え、今後の</p>

豊田主査

更新ができない状況となっており、新たな資材置場が必要となったため、本申請地を資材置場として転用するものでございます。

続いて、105-2から112-9は同一案件ですので、一括して説明いたします。

太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置しようとするため、転用しようとするものでございます。

続いて、113-10について説明いたします。

太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●の北東に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。

続いて、114-11について説明いたします。

一般住宅への転用事案です。この案件は、先月の総会にて審議いただいた案件でございますが、権利の設定を変更するため、令和5年5月8日付で許可申請の取下願が提出され、改めて申請がされたものでございます。申請地は、●●の北東に位置する、昭和46年から昭和47年にかけて実施された小規模農業基盤整備事業により整備された第1種農地でございます。受人は、●●においてご実家に居住されております。現在の居住地は手狭であり、また実家の近くに住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済みでございます。また、農振農用地からは令和5年3月17日付で除外済みでございます。

続いて、115-12、116-13は同一案件ですので、一括して説明いたします。

駐車場及び資材置場への転用事案です。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き、建築工事業等を営む会社です。隣接する営業所付近で事業用資材の置場及び従業員、お客様駐車スペースが必要なため、このたび本申請地を申請しようとするものでございます。なお、申請地のうち、116-13につきましては、以前から渡人が許可を得ることなく駐車場等で使用していたため、始末書を添付しておられます。

続いて、117-14、118-15は事業者が同一であり関連しますので、一括して説明いたします。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地でございます。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。

続いて、119-16について説明いたします。

一般住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。受人は、●●において借家に居住されております。実家の農業を手伝うため、実家の近くに住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。なお、建築許可申請については、担当部局に提出済みでございます。

続いて、120-17について説明いたします。

駐車場及び資材置場への転用事案です。申請地は、●●の西側に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、土木建築工事業等を営む会社でございます。現在資材置場として貸借している土地が契約更新が困難な状況となり、新たに資材置場を確保する必要があるため、このたび本申請地を転用しようとするものでございます。なお、申請地のうち、こちら、182-2につきましては、受人が許可を得ることなく着工していたため、始末書を添付して、適切な指導をさせていただいております。

続いて、121-18について説明いたします。

養殖場への転用事案です。申請地は、●●の南西に位置します集団農地内の第1種農地でございます。このたびすっぽんの養殖場として使用するため、本申請地を転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号の第1種農地の不許可の例外に該当いたします。

続いて、122-19について説明いたします。

共同住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の南東に位置します第2

豊田 主査	<p>種農地でございます。このたび父名義の申請地に共同住宅を建築することとし、転用許可申請をされたものでございます。なお、建築許可申請については、担当部局に提出済みでございます。</p> <p>続いて、123-20について説明いたします。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の北西に位置します第2種農地でございます。受人は、●●において賃貸アパートに居住されております。このたび実家の近くに住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。なお、建築許可申請については、担当部局に提出済みでございます。</p> <p>続いて、124-21から127-24につきましては事業者が同一であり関連しますので、一括して説明いたします。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案でございます。受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。124-21及び125-22は、●●の北に位置する第2種農地でございます。126-23は、●●の北に位置する第2種農地でございます。127-24は、●●の北西に位置する第2種農地でございます。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。</p> <p>以上、説明しました24件につきましては、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。なお、一体事業として30a以上の農地を転用する場合や第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は上程議案中、105-2から112-9、114-11、121-18を意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>担当地区の委員さんより必要性があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見ございましたら発言をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、105-2から112-9、114-11、121-18については、許可意見を付して広島県農業会議、委員会のネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、105-2から112-9、114-11、121-18については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第30号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
定 井 局 長 補 佐	<p>それでは、議案第30号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」ご説明申し上げます。</p> <p>座って説明をさせていただきます。</p> <p>別紙2の議案第30号をご覧ください。</p> <p>農業委員会は、毎年度最適化活動の目標を設定することとなっておりますけれども、その設定した目標に対し、適正な事務実施を図るため、評価、点検をした上で公表することとされており、あらかじめ定められた様式で作成をするものでございます。</p> <p>それでは、議案の1ページをご覧ください。</p> <p>1、農業委員会の状況でございますけれども、これは、令和5年4月1日現在の状況を記</p>

定 井
局 長 補 佐

載をしておりまして、農業委員会の現在の体制や農家、農地等の概要などについて記載をしたものでございます。

2ページをご覧ください。

2、最適化活動の実施状況でございます。

1、最適化活動の成果目標、(1)農地の集積でございますけれども、①の現状には令和4年度当初の担い手への農地集積の状況を、②には年度当初に設定した集積率等の目標について記載をしており、担い手への新規集積面積247ha、年度末累計面積1,873ha、集積率26.8%が令和4年度当初に設定した目標でございます。この目標に対しての実績が、その下の③になりますけれども、令和4年度中に担い手へ新規に集積された面積が22.5ha、担い手への年度末の累計面積が1,617ha、集積率23.1%で、目標に対する達成状況が86.2%となっております。点検の結果、新規法人の設立や新規就農者による集積はありましたが、目標達成には至らなかったという結果になりました。

次に、(2)遊休農地の発生防止、解消でございますけれども、①の現状には令和4年度の農地パトロールの結果、遊休農地——いわゆるA農地でございますけれども——と判定された農地の面積を、また②の目標には令和4年度当初に設定いたしました遊休農地の解消目標面積を記載をしております。

3ページに参りまして、③の実績でございますけれども、アの既存遊休農地の解消欄には令和4年度中に解消された面積を記載をしておりまして、対象面積4.3haで、目標に対する達成状況は27.9%となっております。次の④のその他には、農地パトロールと、その後の利用意向調査の実施状況を記載をしております。遊休農地の発生防止、解消につきましては、先ほどと同様、目標達成には至らなかったという点検の結果となっております。

次に、(3)新規参入の促進でございます。

①の現状には令和元年度から3年度までの新規参入の状況を、また②の目標には令和4年度当初に設定をいたしました新規参入者へ貸付けすることのできる農地面積の目標等を記載をしております。

4ページに参りまして、③の実績でございますけれども、借手紹介依頼書などによる農地情報の収集により11.7ha余りの実績があり、結果としては目標を上回ることができたという点検結果となっております。

次に、2、最適化活動の活動目標でございます。

(1)の推進委員等が最適化活動を行う日数目標の欄と(2)活動強化月間の設定の①目標欄には、令和4年度当初に設定をいたしました目標を記載をしており、②の実績欄に令和4年度の実績を記載をしております。実績欄には活動強化月間について記載することとなっております。ここには主に地区協議会等で皆様とご協議をさせていただいた内容等について、実績として記載をしております。

5ページをお願いいたします。

(3)新規参入相談会への参加でございますけれども、②の実績の欄をご覧ください。

令和4年度の実績といたしましては、昨年9月10日に実施をされました就農応援フェアについて記載をしており、本市からは推進委員さんが1人参加されておりますので、その旨を記載をしております。

その下の目標の達成状況の評語欄でございますけれども、そちらに目標に対して期待どおりの結果が得られたという記載をしております。これは、今までの農地の担い手への集積であるとか遊休農地の解消、それから新規参入の促進の成果実績のほか、活動強化月間の実施、新規参入相談会への活動実績のそれぞれについて、国から示された評価点の合計値により評語が設定をされております。

ここで本日お配りしております資料1をご覧ください。

国からの通知文になります。農業委員会による最適化活動の推進等についてという、右上に資料1とある資料でございますけれども、これは、最適化活動に係る目標設定や点検、評価等の考え方につきまして国から通知をされたもので、この通知に基づき点検、評価を行うこととなっております。

この通知の6ページをご覧ください。

6ページに目標の達成状況や評語の適用方法についての記載がありますけれども、この6

<p>定 井 局 長 補 佐</p>	<p>ページの表の2に、成果目標、活動目標のそれぞれの達成状況により評価点が設定をされておりまして、この評価点に基づき点検をしております。点検の結果、まず表の2の(1)の①農地の集積と②の遊休農地の解消についてでございますが、それぞれ達成率90%未満という結果でございましたので、それぞれ評価点は1点となります。その下の③新規参入の促進につきましては、達成率110%以上でございますので、評価点は5点、その下の(2)の活動目標の①活動強化月間の実施と②の新規参入相談会への参加につきましては、それぞれ1点となりまして、こちら、表2での合計点は9点という結果となっております。</p> <p>同じページのその上の表の1をご覧くださいますと、合計点が5点以上10点未満の場合の評語は、目標に対して期待どおりの結果が得られたというふうに設定をされておりますので、先ほどの議案の評語は、この評語の記載をしております。</p> <p>それでは、再び議案第30号の5ページにお戻りください。</p> <p>一番下にあります推進委員等の点検、評価結果につきましては、各評語に該当される委員さんの人数をそれぞれ記載をしております。</p> <p>次の6ページでございますけれども、6ページには、事務の実施状況として、総会の開催実績のほか、農地法に基づく許可事務、違反転用への対応等についてその状況を記載をしております。</p> <p>最後に、7ページをご覧ください。</p> <p>A3サイズの資料でございますけれども、こちらが農業委員さん、推進委員さんの活動実績と成果実績を取りまとめたものでございます。</p> <p>(1)の最適化活動の実施状況には、皆さんにご記入いただきました活動記録を基に集計をしたもので、令和4年度の4月から3月における委員さん全員の活動日数は、合計が8,869日となっております。農地の集積に向けた活動であるとか遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進のそれぞれの活動回数については、その右側に記載をしております。</p> <p>その下の(2)、①の成果目標の達成状況、②の実績についての点検、評価、それから農業委員会による点検、評価につきましては、先ほどご説明いたしました点検結果の内容を記載をしております。</p> <p>議案第30号についての説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局から説明が終わりました。 ご質問、ご意見がございましたらお願いをいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第30号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」、決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
<p>議 長</p>	<p>全員ですので、議案第30号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」は、決定することといたします。 続いて、日程第4の報告事項に入ります。 報告第19号から報告第21号について事務局の説明を求めます。</p>
<p>松 下 係 長</p>	<p>資料の報告事項をお願いいたします。 報告第19号から報告第21号までは、東広島市農業委員会事務局規程第6条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。 座って報告させていただきます。 1ページをお願いいたします。 報告第19号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 続きまして、3ページをお願いいたします。 報告第20号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。</p>

松下係長	<p>4ページ及び5ページをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は6件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>報告第21号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。</p> <p>7ページから9ページまでをお願いいたします。</p> <p>法務局からの農地の転用事案に関する照会は、今月分は15件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議長	<p>次に、日程第5のその他に入ります。</p> <p>何かございましたらお願いいたします。</p>
尾崎局長	<p>失礼いたします。それでは、私から農業委員の表彰につきましてご報告させていただきます。</p> <p>このたび広島県農業会議から令和5年度の表彰者の決定について通知がございまして、本市農業委員会から木原委員が全国農業会議所会長表彰をされることとなりました。これは、地域農業の振興等に委員功績があった農業委員や農地利用最適化推進委員などを表彰するもので、3年ごとに行われております。全国農業会議所会長表彰は、在職期間が通算17年以上の功績顕著な委員さんが対象となっております。</p> <p>木原委員、誠におめでとうございます。</p>
木原委員	ありがとうございます。
尾崎局長	農業委員の表彰につきましては以上でございます。
定井局長補佐	<p>それでは、私からは、令和5年度資料2、本日お配りいたしました資料2に基づいてご報告をさせていただきます。</p> <p>まず、令和5年度の総会の総会スケジュールについてでございます。</p> <p>この資料は3月総会するときにもお配りをさせていただいておりますけれども、一部日程に変更が生じたので、改めてお配りをさせていただいております。赤字で記載をしております来月、6月総会の日程でございますけれども、当初「6月29日午前10時から」ということでご案内をさせていただいておりますけれども、会場の都合等によりまして、その前日、「6月28日午後2時から」に変更をさせていただくものでございます。場所につきましては、改めて通知でご案内をさせていただきます。それと、もう一点、その上の6月1日の臨時総会、初総会でございますけれども、お配りしております資料、「午前10時から」というふうに記載をしておりますけれども、農林水産課からご案内が届いてるかと思っております。正確には「13時30分から」となりますので、大変申し訳ございません、訂正をしていただければと思います。</p> <p>続きまして、同じ資料の2枚目をご覧ください。</p> <p>総会以外の6月の今後の予定についてご案内をさせていただきます。</p> <p>まず、1番の農地利用最適化推進委員の辞令交付式でございますけれども、こちらのほう、6月2日に予定をしております、午前、午後に地区を分けて開催を予定をしております。直接農業委員とは関係がないかもしれないんですけれども、ご承知おきいただければということでご案内をさせていただいております。</p> <p>次に、その下の2の全体研修会の案内でございます。</p> <p>6月15日に農業委員、推進委員の全体の研修会を予定をしております。場所は、今のところ市役所本館4階の会議室を予定をしております。こちらも、先ほどと同様、午前、午後で地区を分けて行う予定としておりまして、内容は、農業委員会制度等の研修のほか、担当区域の確認等を各地区でご協議いただくことを予定をしております。6月の頭に案内文書を送付させていただきますので、ご出席いただきますようお願いいたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議長	その他、何かございましたらお願いいたします。
	< なし >
議長	ないようですので、次回、6月総会について大月会長職務代理者から報告をお願いいたします。

議長	ます。
大月会長 職務代理者	<p>失礼いたします。先ほど事務局からの説明とちょっと重複するとは思いますが、まず次回、6月通常の総会は、先日頂いておりましたこのスケジュール表では「6月29日」となっておりましたが、「6月28日水曜日」。時間も変更されておまして、「10時から」というところ、「14時」、「2時から」に変わっております。会場につきまして、場所につきましては、まだ、後日連絡があるということですので、ご了承ください。</p> <p>それと、6月から新しい任期が始まるわけではございますが、引き続き委員に就任される方には既に案内が届いているとは思いますが、今日頂いたスケジュール表の6月1日、これも変更、先ほど説明がありましたように、臨時が6月1日ですが、時間が「1時半」になって、会場は403です。辞令交付式が終わりましたら、場所を303に変更しまして、引き続き第1回臨時総会という流れになっております。</p> <p>皆様ご存じかとは思いますが、JAさんのほうが合併されまして、JAさんの会議室を借りることが無理になってきておりますので、事務局の方は非常に苦勞されておりますが、なかなか会場が押さえられないという状況もあるみたいですので、今日いただいたスケジュールとか場所とかは、資料が送ってきた際は必ず確認していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。</p> <p>それと、最後になりますが、私がここに座っておりますのも、前任者の森原さんより職務代理を受けたらば、総会議案の事前協議というのがあって、議案の後ろ盾になる法律であったり規則等を勉強することができるということを言われたので、この任を受けさせていただきました。3年間学ぶ時間を与えていただいたことを感謝いたします。ありがとうございます。</p>
議長	<p>私のほうから、この3年間いろいろとありがとうございました。</p> <p>いろいろ分からないことがあって教えていただき、また広島市での農業会議での議案審議会にて、審議等をおこない、市町の会長さんとの交流ができるようになり、これも皆様方のご協力によるものであります。皆さん本当にありがとうございました。</p> <p>以上で5月総会を閉会いたします。</p>

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 2番 木原 省五 委員 3番 清水 壽昭 委員